通称名使用関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号43）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年５月17日 |
| 請求内容 | 別添（省略）「新公務員労働の実務問答　通称名の使用　戸籍上の氏が誤って読まれることが多いとして、勝手に通称名を使用している職員に対する通称名を使用しないようにとの職務命令に従わないことを理由とする戒告処分の適否について争われた裁判例（○○高裁平成○○年○○月○○日判決　本誌13号33頁）」、出典：『季刊公務員関係最新判決と実務問答（17）、p2-p11、2019、三協法規出版』に関して、  １．府立○○高校の前教頭の氏名が「○○」であることがわかる資料  ２．府立○○高校の前教頭の氏名が「○○」であることがわかる資料  ３．府立○○高校の現校長の氏名が「○○」であることがわかる資料  ４．府立○○高校の現校長の氏名が「○○」であることがわかる資料  ５．大阪府において、戸籍名以外の氏名を職務上使用することができるための理由が  わかる資料  ６．大阪府において、戸籍名以外の氏名を職務上使用するための手続きがわかる資料  ７．上記５．の理由が、上記「○○」に適用できる根拠  ８．上記６．の手続きが上記「○○」名義で為されたことがわかる資料  ９．大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用できる根拠  10．大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用している状況について、職務専念義務違反になることがわかる根拠  11．大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用している状況について、職務専念義務違反にならないことがわかる根拠  12．府立○○高校の前教頭が職務上で「○○」名義を使用したことがわかる資料  13．府立○○高校の前教頭が職務上で「○○」名義を使用していないことがわかる資料 |
| 実施機関  の決定 | 令和３年６月15日付け教総第1665号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件の行政文書について、請求された資料等の存在を教育庁関係課に調査したが、該当はなかったため。  【備考】  本決定は公開請求のうち項目２、４、５、６、７、８、９、10、11、13に関するものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年６月30日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．について、当該氏名（○○）を公文書で利用しているため、不存在はあり得ない。  請求文書５．ないし９．について、戸籍名以外の氏名を公文書で実際に利用しているため、不存在はあり得ない。  請求文書10．および11．について、請求書別添（省略）の通り山口県防府市の事例では職務専念義務違反となっているため、大阪府ではどのような扱いになるのかわかる資料が存在することは自明である。 |
| 弁明書 | | １　請求項目２について  　　教総第1533号において請求項目１が公開対象となっている以上、請求項目２に係る文書は存在しない。  ２　請求項目５ないし９について  　　実施機関においては、婚姻、養子縁組等を理由とする旧姓使用に関する「大阪府教育委員会職員旧姓使用取扱要綱」が存在するが、それ以外の事由での、職員の「氏名」に係る通称の取り扱いについて定めた規定は存在しない。  　　請求人の行った情報公開請求項目１ないし４の趣旨から、当該請求は婚姻、養子縁組等を理由とする「旧姓」使用に関する根拠について対象文書として求めているものとは認められないため、実施機関は不存在と判断したものである。そして、婚姻、養子縁組等を理由とする旧姓使用に関する「大阪府教育委員会職員旧姓使用取扱要綱」以外に通称の使用について定める規定がない以上、それに基づく手続きに関する文書は存在しない。  ３　請求項目10及び11について  　　請求人は○○高裁平成○○年○○月○○日判決を例示し、「大阪府ではどのような取り扱いになるかわかる資料が存在することは自明である」とするが、上記２で述べた内容のとおり、実施機関において旧姓使用以外の通称使用について定めた規定は文書として存在しないため、当該請求項目に係る文書も存在しない。 |
| 反論書 | | 「弁明の理由」について、  「請求項目１が公開対象となっている以上、請求項目２に係る文書は存在しない」としているが、実際に○○教頭は公務上２種類の氏名を使用しているため、その双方が氏名であることを示す文書が存在しないことはあり得ない。  また、同教頭は職務専念義務違反となっていないのであるから、既に添付した判例から解釈すれば、大阪府において通称名を使用できる根拠が存在しないことはあり得ない。  加えて、審査請求書を援用する。 |
| 判　断 | | １　本件請求２及び４について  　実施機関が、人事管理の観点から、全教職員の氏名を把握していることは明らかであり、探索が不十分であったとは考えにくい。実施機関が、請求に係る教職員の氏名を把握していない場合には不存在とするほかなく、文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求５から９について  　　実施機関によると、「大阪府教育委員会職員旧姓使用取扱要綱」において、婚姻、養子縁組その他の事由を理由として戸籍上の氏を改めた場合の旧姓を、職場において使用する場合の取扱いを規定しているが、それ以外に、通称の使用について定める規程はないとのことである。当該要綱は、婚姻等による旧姓使用について対応できているものであり、また、戸籍に記載されない通称名は、個人を識別する機能の |
| 判　断 | | 程度としては低くなることから、本件請求５、６及び９に係る文書が存在しないことは不合理ではなく、これら文書が存在しない以上、本件請求７及び８に係る文書が存在しないことも、不合理ではない。  ３　本件請求10及び11について  　　本件請求10及び11は、職務において、職員が勝手に通称名を使用していることが、職務専念義務違反になるか否かの根拠を求めるものである。  　　地方公務員法第35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とし、職務専念義務を規定している。  しかし、職務専念義務違反に該当するか否かは、事案に応じて判断されるものであり、通称名の使用が職務専念義務違反に該当するか否かを定めた文書が存在しないことは、不合理ではない。  ４　本件請求13について  　　個々の教職員の事実行為について、当該事実行為がなかったことを示す文書が存在しないことは不合理ではない。  ５　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和３年５月17日　　 同月13日付け公開請求  ・同年６月15日　　　 不存在非公開決定  ・同月30日　　　　　 　審査請求  ・同年８月３日　　　 弁明書  ・同月27日　　　　　 反論書  ・同年９月17日　　 諮問 |